## 日経ニューオフィス賞シンボルマーク応募規約

## 〈応募資格〉

応募にあたっては、日経ニューオフィス賞シンボルマーク応募規約に同意していることが条件となります。応募者は、同規約に同意しているものとみなされます。

## 〈応募作品について〉

- ・応募者が自ら創作した未発表の作品であること
- ・応募作品の著作権(著作権法第27条及び第28条所定の権利含む)、意匠権、商標権、その他知的財産権等は、応募の時点で一般社団法人ニューオフィス推進協会に無償で譲渡されます。また、著作人格権は行使しないものとします。
- ・但し、未採用の作品については、未採用決定の時点で、上記権利は無償で返還され、また、著作人 格権行使の制限は解消されます。採用となった作品については、前項記載の通りそのままとなりま す。
- ・応募作品は返却致しません。

#### 〈採用作品について〉

- ・当協会が修正を必要と判断した場合には、その範囲内で修正を致します。 または、修正をお願いする場合があります。
- ・当協会が作品を使用する上で、必要に応じて商標権等の登録を致します。

# 〈その他〉

・応募のために要する費用(送料、接続料等)は、応募者の負担と致します。

私は、上記の応募規約に同意の上、応募致します。

平成 年 月 日

ご本人住所

所属先会社名と所属部署名

メールアドレス

ご署名認印